

たとえ誰かが投稿した、人を傷つける差別や誹謗中傷だとしても
あなたがその投稿を拡散した時から、「あなたの言葉」になる。

広めたあなたは、無関係でいられますか。

令和7年4月に情報流通プラットフォーム対処法が施行され、インターネット上の誹謗中傷への対策が強化されました。
侮辱罪が厳罰化されるとともに、情報開示手続の迅速化により、発信者の特定が以前より容易になっています。

キャンペーンサイト

人権かがやきくん

「誰か」のこと じゃない。～みんなで築こう 人権の世紀～

香川県・香川県人権啓発推進会議

ねっと人権かがわ

「広めること」も、発信すること。
その行為が、誰かを傷つけることもあります。

自分で書いたわけではない。誰かの投稿を、ただ共有しただけ。
そう考えていても、あなたが拡散することで、差別や誹謗中傷がさらに広がり、誰かを傷つけてしまうことがあります。
情報は、誰が発信したかだけでなく、誰が広めたかによっても、届く範囲が変わります。
だからこそ、一人ひとりが拡散する行為にも、責任が伴うことを意識する必要があります。
その投稿を広める必要があるのか。誰かを傷つけることにつながらないか。
何気なく共有する前に、立ち止まって考えてみませんか。

ネット上に書き込まれた誹謗中傷などで悩んでいませんか？

情報流通プラットフォーム対処法(注)

この法律が令和7年4月から施行され、大規模プラットフォーム事業者※には、
利用者からの削除申出に対して迅速に対処するための様々な処置を講ずることが義務化されました。

※YouTube、X、Facebook、Instagram、TikTok等のサービスを提供している事業者13者が国の指定を受けています。(令和8年10月1日現在)

迅速に対処するための処置

誹謗中傷等の投稿に対して申出があれば、原則７日以内の対応が義務化されました。

削除申出窓口・手続の整備・公表

●見つけやすい申出フォームを整備すること
●申出を受け付けた日時を申出者に明らかにすること

削除基準の策定・公表

●削除する場合の基準を具体的に策定・公表すること

削除申出への人員体制の整備

●十分な知識・経験のある専門の調査員を置くこと

削除申出に対する判断・通知

●原則7日以内に判断したうえで申出者に通知すること
(理由を含む。)

また、国内のインターネット関連団体では、国の指定を受けていなくても、見つけやすい申出フォームの整備や遅滞なく判断結果を通知するなどの自主規律を強化しています。
違法・有害情報相談センターでは、専門相談員が削除申出に関する具体的な方法等をアドバイスしています。

(注) 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律 (平成13年11月30日法律第137号)

ひとりで悩まず相談しよう。

みんなの人権110番

0570-003-110 ※お近くの法務局にかかります
月～金曜／8:30～17:15／祝日・年末年始を除く

人権に関する相談

087-832-3205 ※県の人権相談員がお話をうかがいます
月～金曜／9:00～17:00／祝日・年末年始を除く

性的少数者(LGBT)相談窓口

電話相談 087-832-3222 ※県から委託された「プラウド香川」(当事者及び支援者で組織)の相談員がお話をうかがいます
毎月第1月曜日・第3土曜日／18:00～21:00／年末年始を除く

メール相談
■プラウド香川 LGBTの悩みに幅広く対応します
✉ info@proud-kagawa.org
■あしたプロジェクト トランスジェンダーや子どもの悩みに対応します
✉ ashipro.life@gmail.com (24時間受付 原則として1週間以内に返信します)

インターネット人権相談窓口(法務省)

https://www.jinken.go.jp/
インターネット人権相談

【インターネット上の違法・有害情報に関してお困りの方へ】違法・有害情報相談センター相談窓口(総務省)

https://www.ihaho.jp/
違法・有害情報相談センター

発行 香川県・香川県人権啓発推進会議(事務局 香川県総務部人権・同和政策課) 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL.087-832-3201